証券コード　９３５９
平成30年６月７日

株　主　各　位

名古屋市港区入船一丁目７番40号
伊勢湾海運株式会社
代表取締役社長　後　藤　正　三

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月２７日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月２８日（木曜日）午前10時

２．場　　所　名古屋市港区入船一丁目７番40号
当社　本社２階　アミティホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第95期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第95期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役２名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査役及び会計監査人が監査報告の作成に際し監査をした書類の一部であります。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（http://www.isewan.co.jp）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、海外経済の不確実性や各国における金融政策の影響等により国内景気を押下げる懸念が存在したものの、企業収益や雇用情勢の改善が続くなかで、個人消費も持ち直すなど、景気は緩やかに回復しました。

名古屋港における物流業界の輸出入貨物におきましても、景気の回復が好影響をもたらし、堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループにおきましてはコスト管理の徹底と業務の効率化を一層推し進め、企業体質強化を図ってまいりました。また、当社グループとして永続的な成長を成し遂げ、そして、高度化かつ多様化する顧客のニーズに応えた物流サービスを提供できるように、近年においては日本の国内外を問わずネットワークの強化に努め、そのネットワークを最大限に活用できるよう営業活動を推進してまいりました。

こうした取り組みのなか、自動車を始めとした製造業の旺盛な生産活動に牽引され、生産設備に対する投資意欲が高まったことにより、設備機械、金属加工機並びに航空貨物を始めとした取扱貨物量全般が増加し、また、海外経済の回復に支えられ、海外子会社の取扱貨物量が堅調に推移したこと等により、当連結会計年度の売上高は468億7千万円となり、前連結会計年度に比して9.1％増となりました。

作業種別の内訳は次のとおりであります。

船内荷役料73億7千2百万円（前連結会計年度比0.9％減）、はしけ運送料1億4千4百万円（同4.8％減）、沿岸荷役料79億7千6百万円（同6.3％増）、倉庫料22億5千万円（同11.2％増）、海上運送料81億9千3百万円（同14.2％増）、陸上運送料61億3百万円（同10.0％増）、附帯作業料147億5千万円（同13.3％増）、手数料7千9百万円（同27.3％減）であります。

利益面におきましては、増収による影響により、営業利益は22億3千3百万円（前連結会計年度比37.4％増）、経常利益は27億6千9百万円（同48.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億4千4百万円（同45.2％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は17億1千5百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

・愛知県弥富市土地購入費用

・荷役・輸送機器

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

⑵ 財産及び損益の状況

区　　分	第92期 (平成27年3月期)	第93期 (平成28年3月期)	第94期 (平成29年3月期)	第95期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売　上　高(百万円)	46,486	46,351	42,962	46,870
経　常　利　益(百万円)	2,351	2,056	1,863	2,769
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,243	1,229	1,132	1,644
1株当たり当期純利益　(円)	50.01	49.58	45.67	66.29
総　資　産(百万円)	42,637	43,067	43,176	45,063
純　資　産(百万円)	31,045	30,323	30,860	32,391
1株当たり純資産額　(円)	1,207.25	1,189.08	1,208.08	1,266.78

⑶ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社コクサイ物流	50,000千円	38.0% 〔48.0%〕	物流事業
ISEWAN EUROPE GmbH	1,750千EUR	100%	物流事業
ISEWAN U.S.A. INC.	1,000千USD	100%	物流事業
伊勢湾北方環保科技（天津）有限公司	6,800千USD	100%	物流事業
伊勢湾（広州）国際貨運代理有限公司	1,500千USD	100%	物流事業
ISEWAN（H.K.）LIMITED	1,500千HKD	100%	物流事業
ISEWAN(THAILAND)CO.,LTD.	255,000千THB	49.0% 〔51.0%〕	物流事業
PT.ISEWAN INDONESIA	23,000千USD	100%	物流事業
伊勢湾（上海）国際貨運代理有限公司	2,000千USD	100%	物流事業
ISEWAN DE MEXICO S.A. DE C.V.	186,000千MXN	100% (0.5%)	物流事業
台灣伊勢湾股份有限公司	25,000千TWD	100%	物流事業

（注）1．議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2．議決権比率欄の〔 〕内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。

⑷ 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、雇用情勢や所得環境の改善が続くなかで、各種経済対策の効果もあり、引き続き緩やかな回復が続くことが期待されております。海外におきましても、アジア新興国等の経済の先行きの不確実性に関する影響や米国の保護主義的な通商政策の動向等に対する懸念が存在しているものの、米国及び欧州の堅調な経済に支えられ、全体としては緩やかな回復が続くことが予想されます。

当社グループを取り巻く物流業界におきましては、大きな変革の時を迎えております。邦船３社によるコンテナ定期船事業を統合した新会社が本年より営業を開始しております。また、当社グループが基盤を置く名古屋港におきましても、名古屋港と四日市港の両港を一つの港湾運営会社によって一体的なコンテナターミナルの運営を実現するため、新会社が昨年設立されております。このような変革が続き、先読みの難しい社会情勢ではありますが、経営理念である世界をトータルサービスで結ぶ国際物流業者を目指して、全社員今一度基本に立ち返り、一丸となって足元を固め、また、スピード感をもって業務の改善を推し進めてゆく所存でございます。

株主各位におかれましては、従来に増してご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ **主要な事業内容**（平成30年３月31日現在）

当社グループは、主に以下の事業を行っております。

・港湾運送事業
・倉庫業
・海上運送業
・陸上運送業
・通関業
・一般廃棄物及び産業廃棄物の運送並びに再生処理業

⑹ **主要な事業所**（平成30年３月31日現在）

① 当社の主要な事業所

国　内：　本　　社　　名古屋市港区
東　京　支　店　　東京都江東区
大　阪　支　店　　大阪市中央区
東　海　支　店　　愛知県東海市
豊　橋　支　店　　愛知県豊橋市
富　山　支　店　　富山県射水市
信　越　支　店　　長野県諏訪市
セントレア支店　　愛知県常滑市
金城事業所・空見事業所・稲永事業所・東名港事業所・
東名港鋼材センター〔以上名古屋市港区〕、
西名港事業所・西四区梱包所・西部事業所〔以上愛知県海部郡〕、
弥富事業所・弥富梱包所〔以上愛知県弥富市〕
海　外：　北京事務所〔中国〕
大連事務所〔中国〕

② 子会社

国　内：　株式会社コクサイ物流　〔名古屋市港区〕
海　外：　ISEWAN EUROPE GmbH　〔ドイツ〕
ISEWAN U.S.A. INC.　〔米国〕
伊勢湾北方環保科技（天津）有限公司　〔中国〕
伊勢湾（広州）国際貨運代理有限公司　〔中国〕
ISEWAN（H.K.）LIMITED　〔中国〕
ISEWAN（THAILAND）CO.,LTD.　〔タイ〕
PT.ISEWAN INDONESIA　〔インドネシア〕
伊勢湾（上海）国際貨運代理有限公司　〔中国〕
ISEWAN DE MEXICO S.A. DE C.V.　〔メキシコ〕
台灣伊勢湾股份有限公司　〔台湾〕

⑺ **従業員の状況**（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,202名	34名減

（注）従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
721名	4名減	41.0歳	17.4年

（注）従業員数は就業人員であります。

⑻ **主要な借入先**（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,750百万円

（注）平成30年４月１日付けにて株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

2．会社の現況

⑴ **株式の状況**（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　50,000,000株

② 発行済株式の総数　27,487,054株

③ 株主数　3,160名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
五洋海運株式会社	6,112千株	23.57%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) 常任代理人 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,301	5.01
伊勢湾陸運株式会社	1,143	4.41
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	970	3.74
明治安田生命保険相互会社 常任代理人 資産管理ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社	957	3.69
伊勢湾海運取引先持株会	851	3.28
伊勢湾海運従業員持株会	787	3.03
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	679	2.62
株式会社ノリタケカンパニーリミテド	561	2.16
株式会社名古屋銀行	460	1.77

（注）１．当社は、自己株式を1,562,116株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．平成30年４月１日付けにて株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	伊藤　正	㈱コクサイ物流　代表取締役社長 五洋海運㈱　代表取締役社長 伊勢湾（上海）国際貨運代理有限公司　監事 台灣伊勢湾股份有限公司　監察人
代表取締役社長	後藤　正三	㈱コクサイ物流　取締役 五洋海運㈱　取締役 伊勢湾（上海）国際貨運代理有限公司　董事長 ISEWAN DE MEXICO S.A. DE C.V.　取締役会長 台灣伊勢湾股份有限公司　董事長
専務取締役	堀﨑健治	新日鐵住金事業・鉄鋼事業・現業管理部、 東海・富山支店統括
専務取締役	森　光男	港運事業・国際事業・倉庫管理部、セントレア支店、 欧州ﾌﾞﾛｯｸ、台湾統括 ISEWAN EUROPE GmbH　取締役社長
専務取締役	髙見昌伸	輸入事業部、大阪支店、中国ブロック統括 伊勢湾北方環保科技（天津）有限公司　董事長 伊勢湾（広州）国際貨運代理有限公司　董事長 ISEWAN（H.K.）LIMITED　董事長
常務取締役	角　重人	海運事業・コンテナ事業部統括
取締役	富田英治	(一財)国際臨海開発研究センター　理事長
取締役	内田啓二	(公財)交通遺児等育成基金　専務理事
常勤監査役	山内　哲	
監査役	水野　聡	弁護士
監査役	中村誠一	公認会計士

(注) 1．取締役角重人氏は、平成29年６月29日開催の第94回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

2．取締役富田英治、内田啓二の両氏は、社外取締役であります。

3．監査役水野聡、中村誠一の両氏は、社外監査役であります。

4．監査役中村誠一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5．当社は取締役富田英治、内田啓二、監査役水野聡、中村誠一の４氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
飯　谷　達　夫	平成30年３月31日	辞任	取締役 名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社　代表取締役社長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	9名 (2)	342,250千円 (10,450)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	38,200 (9,700)
合計 （うち社外役員）	12 (4)	380,450 (20,150)

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成29年６月29日開催の第94回定時株主総会において月額４千万円以内と決議いただいております。

2．監査役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第84回定時株主総会において月額５百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

1）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役富田英治氏は、(一財)国際臨海開発研究センター理事長であります。

取締役内田啓二氏は、(公財)交通遺児等育成基金専務理事であります。

監査役水野聡氏は、みずの総合法律事務所の所長であります。

監査役中村誠一氏は、公認会計士中村誠一事務所の所長であります。

当社と各社外取締役及び各社外監査役の兼職先との間には特別な関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

役職及び氏名	活動状況
取締役　富田英治	当事業年度に開催された取締役会９回のうち８回に出席いたしました。運輸行政において港湾・航路の整備等、経歴を通じて培った港湾におけるハード面についての高い見識と豊富な経験等を有しており、当社の経営全般に関して専門的見地から適切な助言・発言を行っております。
取締役　内田啓二	当事業年度に開催された取締役会９回のうち９回に出席いたしました。運輸行政において主に運輸政策に携わり、企画、施設管理、政策研究などの経歴を通じて培った港湾におけるソフト面についての高い見識と豊富な経験等を有しており、当社の経営全般に関して専門的見地から適切な助言・発言を行っております。
監査役　水野聡	当事業年度に開催された取締役会９回のうち９回に出席し、監査役会９回のうち９回に出席いたしました。弁護士として特に労働法・会社法における専門知識・経験等を有しており、専門的見地から適切な助言・発言を行っております。
監査役　中村誠一	当事業年度に開催された取締役会９回のうち９回に出席し、監査役会９回のうち９回に出席いたしました。公認会計士として専門的見地から適切な助言・発言を行っております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑷ 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。コンプライアンス規程第５条に役員及び従業員の義務を定め、この遵守を図り、また、社内イントラネットの掲示板においてコンプライアンスガイドブックを取締役及び従業員に対し掲示し、周知徹底を図ることとする。

2) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに通報窓口に報告するものとし、通報処理責任者は速やかに常勤監査役に報告するものとする。

3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、公益通報者保護規程を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を目的とする。

4) 監査役は当社の法令遵守体制及び公益通報者保護規程の運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

5) 内部監査を担当する部署として「内部監査室」を設置し、監査方針・監査計画・監査内容を定期的に取締役会並びに監査役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理（廃棄を含む）することとし、法令及びその他関連規程に基づき保管期間を設け閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) リスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスクマネジメント体制を構築している。不測の事態が発生した場合には同規程の定めにより設置している委員長、副委員長及び委員で構成するリスクマネジメント委員会が、関連委員会及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームと連携し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

2) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下ｱ)からｻ)のリスクを認識し、リスクマネジメント委員会がその把握と管理を行うこととする。

ｱ) 会社の過失により取引先及びユーザーに多大なる損害を与えたとき
ｲ) 火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
ｳ) 重大な労働災害を発生させたとき
ｴ) 営業上きわめて重要な情報が外部に流失、漏洩したとき
ｵ) 重要な取引先が倒産したとき
ｶ) コンピュータ障害により営業上多大なる損害を顧客に与えたとき
ｷ) 不慮の事件・事故により相当数の従業員の生命又は健康が危機にさらされたとき
ｸ) 経営幹部が誘拐又は殺害されたとき
ｹ) 株式が買い占められたとき
ｺ) 不本意にして法律違反を犯し、その責任を問われたとき、もしくは行政処分を受けたとき
ｻ) その他会社の存続に関わる重大な事案が発生したとき

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に会長、社長、専務、常務によって議論を行い、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとする。

2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、執行者あるいは執行部署を任命するものとする。

⑤ 当社及び子会社等（以下、併せて「グループ会社」という）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) グループ会社における業務の適正を確保するための、グループ各社に内部統制責任者及び内部統制リーダーを置き、「内部統制室」と連携して、グループ全体の内部統制システムの整備及び維持を図ることとする。

2) グループ会社の職務の適法性、企業倫理性及び財務報告の信頼性を確保するために、内部監査室が定期又は必要な時に内部監査を実施することとする。

3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に従い、子会社が重要事項を行うときは関係書類の提出を求め、取締役会に報告することになっている。また、子会社の経営内容を把握するために、決算関係書類等の提出を求めることとしている。

なお、海外子会社については、月次の「業務報告書」を社長及び常勤監査役に提出するものとする。

4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その体制

当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社が重要事項を行うときは取締役会に報告することになっている。また、グループ会社の事業及び業務の遂行を阻害する行為が子会社等にあると認めるときはリスクマネジメント規程に従い必要な措置を講じることが可能な体制としている。

5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の社長、取締役、ジェネラルマネジャー等は、当社の管理職以上の者が兼務し、当社の意思決定及び意思疎通が図られている。また、関係会社管理規程にある重要事項以外に関する決裁権限を委任することで意思決定の迅速化を図っている。

6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社は、共通の経営理念を持ち、全従業員の意識向上の啓蒙を図っている。また、コンプライアンスガイドックにより、法令遵守の周知を図っている。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という）に関する事項

監査役の職務を補助する者として監査役スタッフを配置するものとする。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの独立性を確保するため、監査役スタッフの任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得ることとする。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役スタッフに関し、監査役の職務を補助するに際しての監査役スタッフへの指揮命令権は各監査役に属するものとする。

⑨ 当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役等から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べることができることとする。

当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役等から報告を受けた者が、監査役に報告すべき事項及び時期については、法定の事項に加え当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役は必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

⑩　監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役からの報告の求めに従った監査役への報告者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利益な取扱いを禁止している。また、取締役及び使用人が公益通報者保護規程に基づき自主的に常勤監査役へ報告した際も、不利益な取扱いがなされることを禁じている。

⑪　監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は内部統制室、内部監査室及び会計監査人と連携を強化し、監査の実効性を図ることとする。また、監査役及び監査役会は代表取締役、会計監査人と定期的に会合を持ち意思の疎通を図ることとする。

⑬　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「行動指針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの活動を助長するような行為は行わない。また、これら勢力及び団体とトラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう旨を定めている。

また、反社会的勢力排除に向けて、下記の体制を整備・運用することとする。

1）反社会的勢力対応の所管部署を総務部とし、社内対応における緊急報告・連絡体制の確立
2）弁護士、警察、暴力追放対策機関との連携体制の確保
3）所管警察署の指導協力を得て社員に対する教育・啓蒙の実施

⑸　業務の適正を確保するための体制の運用状況

①　コンプライアンスについて

当社の役員及び従業員はコンプライアンスガイドブックを社内イントラネットの掲示板にていつでも閲覧できる環境下にあり、実務幹部会で定期的にコンプライアンスに関する啓発活動を行っている。また、コンプライアンスへの理解を深めるための教育及び研修を行い、法令及び定款を遵守するため継続的な取組に努めている。

②　取締役の職務の執行について

取締役会を９回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っている。

③ 子会社における業務の適正の管理について

当社の取締役、執行役員及び管理職以上の者が子会社各社の役員を兼務しており、子会社取締役の職務執行を監督し、当社と子会社間において共通認識のもと経営を進めている。また、海外子会社については、毎月「業務報告書」を提出させ、経営内容等の把握に努めている。

④ 監査役の職務の執行について

監査役会を９回開催し、監査方針及び監査計画の決定や職務の執行状況の報告を行うとともに、監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査している。また、監査役は内部統制室、内部監査室及び会計監査人と４回会合を開き定期的に意見交換を行い、意思疎通を図っている。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**16,573,720**	**流動負債**	**7,305,036**
現金及び預金	7,315,624	買掛金	3,565,746
受取手形及び売掛金	7,841,874	短期借入金	363,060
繰延税金資産	388,151	1年内返済予定の長期借入金	687,084
その他	1,059,375	リース債務	48,353
貸倒引当金	△31,304	未払法人税等	694,352
固定資産	**28,489,902**	賞与引当金	834,638
有形固定資産	**22,317,628**	その他	1,111,801
建物及び構築物	8,114,613	**固定負債**	**5,367,087**
機械装置及び運搬具	949,696	長期借入金	1,441,932
土地	12,830,485	リース債務	98,752
リース資産	125,171	退職給付に係る負債	3,302,718
建設仮勘定	55,004	資産除去債務	213,584
その他	242,656	その他	310,098
無形固定資産	**44,493**	**負債合計**	**12,672,124**
その他	44,493	**純資産の部**	
投資その他の資産	**6,127,780**	**株主資本**	**30,240,235**
投資有価証券	3,880,306	**資本金**	**2,046,941**
出資金	161,881	**資本剰余金**	**1,464,060**
長期貸付金	1,093,194	**利益剰余金**	**27,947,057**
繰延税金資産	425,400	**自己株式**	**△1,217,822**
その他	643,213	**その他の包括利益累計額**	**1,184,075**
貸倒引当金	△76,215	**その他有価証券評価差額金**	**1,116,831**
		為替換算調整勘定	**237,452**
		退職給付に係る調整累計額	**△170,207**
		非支配株主持分	**967,186**
		純資産合計	**32,391,498**
資産合計	**45,063,623**	**負債・純資産合計**	**45,063,623**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**46,870,021**
売上原価		**36,689,584**
売上総利益		**10,180,436**
販売費及び一般管理費		**7,946,962**
営業利益		**2,233,473**
営業外収益		
受取利息	58,094	
受取配当金	89,974	
為替差益	107,128	
持分法による投資利益	28,776	
受取賃貸料	111,659	
その他	170,357	565,990
営業外費用		
支払利息	13,922	
減価償却費	5,955	
その他	9,606	29,484
経常利益		**2,769,979**
特別利益		
固定資産売却益	3,452	
投資有価証券売却益	4	3,456
特別損失		
固定資産売却損	2,998	
固定資産除却損	24,039	
減損損失	13,831	40,869
税金等調整前当期純利益		**2,732,566**
法人税、住民税及び事業税	1,087,869	
法人税等調整額	△102,211	985,657
当期純利益		1,746,908
非支配株主に帰属する当期純利益		102,463
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,644,445**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,046,941	1,464,060	26,872,962	△1,217,774	29,166,189	878,353	199,835	△276,199	801,988	892,798	30,860,976
連結会計年度中の変動額											
剰余金の配当			△570,350		△570,350						△570,350
親会社株主に帰属する当期純利益			1,644,445		1,644,445						1,644,445
自己株式の取得				△48	△48						△48
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）						238,478	37,616	105,992	382,086	74,388	456,475
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,074,095	△48	1,074,046	238,478	37,616	105,992	382,086	74,388	1,530,521
当期末残高	2,046,941	1,464,060	27,947,057	△1,217,822	30,240,235	1,116,831	237,452	△170,207	1,184,075	967,186	32,391,498

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,970,454**	**流動負債**	**6,544,258**
現金及び預金	4,328,523	買掛金	3,418,137
受取手形	462,319	短期借入金	300,000
売掛金	6,700,408	1年内返済予定の長期借入金	599,988
前払費用	178,661	リース債務	30,124
繰延税金資産	341,969	未払金	308,215
その他	975,247	未払費用	242,362
貸倒引当金	△16,675	未払法人税等	636,855
固定資産	**28,477,788**	預り金	198,555
有形固定資産	**15,739,782**	賞与引当金	735,000
建物	5,180,404	その他	75,019
構築物	185,266	**固定負債**	**4,527,258**
機械及び装置	368,349	長期借入金	1,150,037
船舶	708	リース債務	53,873
車両運搬具	96,540	長期未払金	257,474
器具備品	115,458	退職給付引当金	2,850,319
土地	9,662,580	資産除去債務	213,584
リース資産	75,469	その他	1,970
建設仮勘定	55,004	**負債合計**	**11,071,517**
無形固定資産	**29,959**	**純資産の部**	
その他	29,959	**株主資本**	**29,290,700**
投資その他の資産	**12,708,045**	**資本金**	**2,046,941**
投資有価証券	3,430,234	**資本剰余金**	**1,374,676**
関係会社株式	3,889,481	資本準備金	1,374,650
出資金	1,360	その他資本剰余金	25
関係会社出資金	1,498,927	**利益剰余金**	**26,677,637**
長期貸付金	979,164	利益準備金	511,735
関係会社長期貸付金	2,211,500	その他利益剰余金	26,165,902
破産更生債権等	44,298	固定資産圧縮積立金	659,437
長期前払費用	30,752	特別償却準備金	21,908
繰延税金資産	296,009	別途積立金	21,260,000
保証金	298,680	繰越利益剰余金	4,224,555
会員権	90,710	**自己株式**	**△808,553**
貸倒引当金	△63,073	**評価・換算差額等**	**1,086,023**
		その他有価証券評価差額金	**1,086,023**
資産合計	**41,448,242**	**純資産合計**	**30,376,724**
		負債・純資産合計	**41,448,242**

損 益 計 算 書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**41,277,888**
売上原価		**33,503,383**
売上総利益		**7,774,504**
販売費及び一般管理費		**5,804,017**
営業利益		**1,970,486**
営業外収益		
受取利息	55,935	
受取配当金	184,636	
為替差益	32,173	
受取賃貸料	136,227	
その他	117,259	526,232
営業外費用		
支払利息	5,137	
減価償却費	5,955	
その他	3,587	14,680
経常利益		**2,482,038**
特別利益		
固定資産売却益	795	
投資有価証券売却益	4	800
特別損失		
固定資産売却損	2,978	
固定資産除却損	22,955	
減損損失	13,831	39,765
税引前当期純利益		**2,443,074**
法人税、住民税及び事業税	864,000	
法人税等調整額	△94,254	769,745
当期純利益		**1,673,328**

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本												評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計				
						固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,046,941	1,374,650	25	1,374,676	511,735	693,108	29,214	20,760,000	3,580,600	25,574,658	△808,505	28,187,770	854,928	29,042,699
事業年度中の変動額														
固定資産圧縮積立金の取崩						△33,671			33,671	－		－		－
特別償却準備金の取崩							△7,305		7,305	－		－		－
別途積立金の積立								500,000	△500,000	－		－		－
剰余金の配当									△570,350	△570,350		△570,350		△570,350
当期純利益									1,673,328	1,673,328		1,673,328		1,673,328
自己株式の取得											△48	△48		△48
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）													231,094	231,094
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△33,671	△7,305	500,000	643,955	1,102,978	△48	1,102,930	231,094	1,334,024
当期末残高	2,046,941	1,374,650	25	1,374,676	511,735	659,437	21,908	21,260,000	4,224,555	26,677,637	△808,553	29,290,700	1,086,023	30,376,724

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月８日

伊勢湾海運株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　井　夏　樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　増　見　彰　則　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、伊勢湾海運株式会社の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊勢湾海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月８日

伊勢湾海運株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　井　夏　樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　増　見　彰　則　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、伊勢湾海運株式会社の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第９５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

伊勢湾海運株式会社　監査役会

常勤監査役　山　内　　哲　㊞

社外監査役　水　野　　聡　㊞

社外監査役　中　村　誠　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

１．期末配当に関する事項

当社の株主の皆様に対する配当は、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに安定的な配当を継続していくことを基本方針として位置づけており、第95期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金11円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は285,174,318円となります。

また、これにより、中間配当金11円とあわせて年間22円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月29日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　900,000,000円

②　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　900,000,000円

第2号議案　取締役２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役内田啓二氏は辞任されます。また、取締役飯谷達夫氏は平成30年３月31日付けにて辞任しておりますので、取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本取締役候補者の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	新任 たかはし　あきひこ 髙橋昭彦 （昭和35年２月４日）	昭和58年４月　当社入社 平成18年４月　当社総務部長 平成22年４月　当社執行役員総務部長 平成27年４月　当社常務執行役員（現任） 〔担当〕 総務部、内部統制室、AEO管理室　管掌	34,211株
	【取締役候補者とした理由】 髙橋昭彦氏は、総務部、内部統制室における豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としました。		
2	新任 かんの　こういち 菅野孝一 （昭和34年２月26日）	昭和58年４月　運輸省入省（自動車局） 〔現　国土交通省〕 平成９年５月　北海道運輸局企画部長 平成16年７月　中部運輸局企画振興部長 平成25年６月　海上保安庁第五管区海上保安本部長	－
	【社外取締役候補者とした理由】 菅野孝一氏は、運輸行政において主に企画・政策に携わり、経歴を通じて培った物流におけるソフト面についての高い見識と豊富な経験を活かし、当社取締役会の意思決定機能や監査機能の実効的な強化に貢献いただけることを期待しております。なお、同氏は過去に直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としました。		

（注）１．　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．　菅野孝一氏は社外取締役候補者であります。

３．　菅野孝一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

４．　菅野孝一氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案　監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役水野聡、中村誠一の両氏は、任期満了となり、また山内哲氏は辞任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者中野正芳氏は、監査役山内哲氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>新任
なかのまさよし
中野正芳
(昭和30年1月1日)</td><td>昭和52年4月　当社入社
平成17年4月　当社経理部長代理
平成20年4月　当社内部監査室室長(部長)
平成23年4月　当社執行役員経理部長（現任）</td><td>22,106株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【監査役候補者とした理由】
中野正芳氏は、経理部、内部監査室における経歴を通じ、財務及び会計における豊富な経験と実績を有しており、監査役として職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>みずのさとし
水野聡
(昭和27年8月8日)</td><td>昭和58年4月　弁護士登録
高須宏夫法律事務所入所
平成12年4月　名古屋弁護士会副会長（平成12年度）
平成22年4月　当社監査役（現任）
平成25年4月　みずの総合法律事務所開設（現在に至る）
平成25年6月　株式会社ニッセイ監査役（現任）</td><td>1,323株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外監査役候補者とした理由】
水野聡氏は、弁護士として特に労働法・会社法における専門知識・経験等を有しており、客観的な立場で当社の経営に対する監査・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に力を発揮していただくためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
</table>

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	なかむらせいいち 中村誠一 (昭和29年1月21日)	昭和53年10月　監査法人丸の内会計事務所入所 〔現　有限責任監査法人トーマツ〕 昭和57年９月　公認会計士業務登録 平成25年７月　公認会計士中村誠一事務所開設（現在に至る） 平成26年３月　当社仮監査役 平成26年６月　当社監査役（現任）	3,240株
	【社外監査役候補者とした理由】 中村誠一氏は、公認会計士としての専門知識・経験等を有しており、客観的な立場で当社の経営に対する監査・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に力を発揮していただくためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．　当社は、水野聡、中村誠一の両氏の間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

３．　水野聡、中村誠一の両氏は、社外監査役候補者であります。

４．　水野聡、中村誠一の両氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、定時株主総会終結の時をもって水野聡氏が８年、中村誠一氏が４年となります。

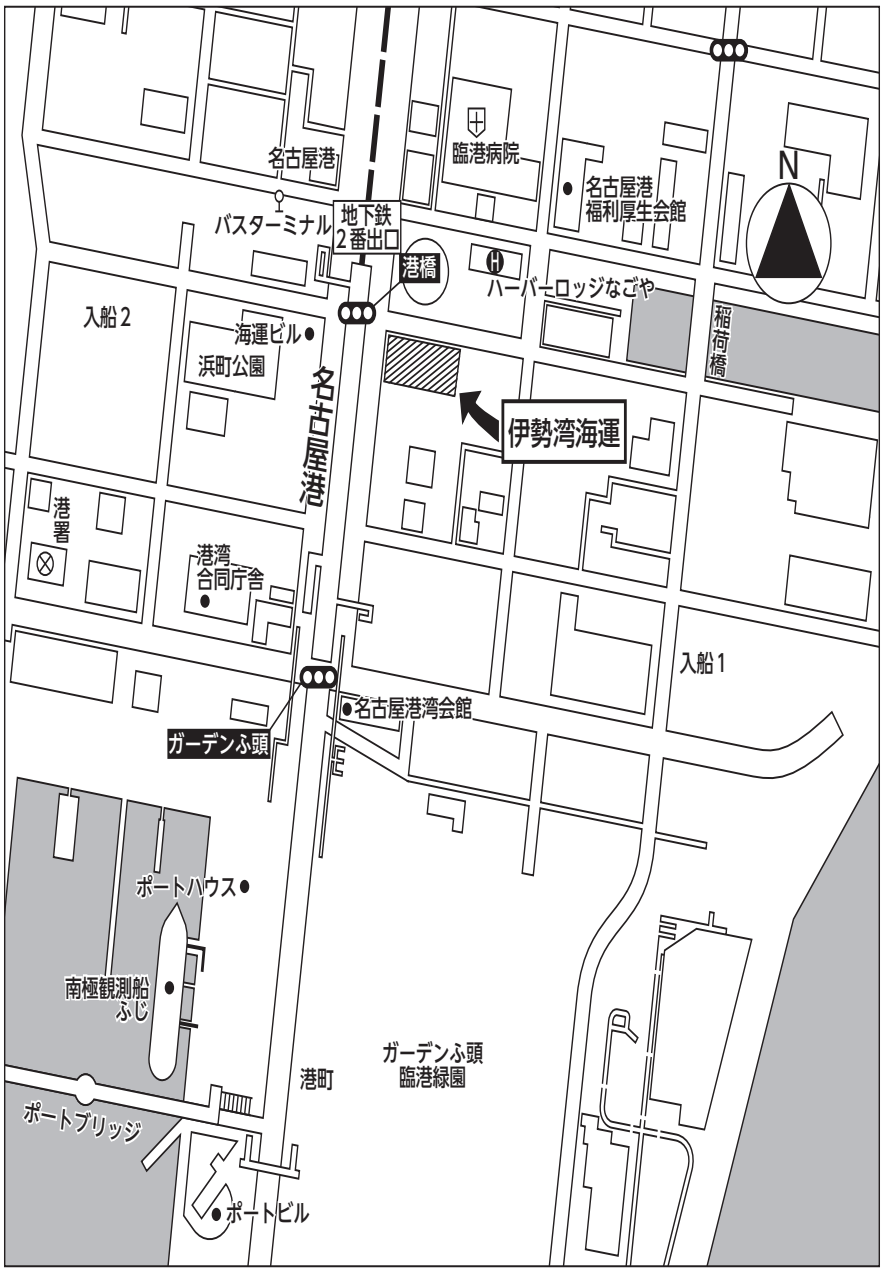
５．　水野聡、中村誠一の両氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合は、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市港区入船一丁目７番40号
伊勢湾海運株式会社　本社２階　アミティホール
電話　052-661-5181



◎ 交通機関　地下鉄　名港線「名古屋港」２番出口前
◎ 駐車場の数に限りがありますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。